

令和6年度 第2回木更津市文化財保護審議会 審議録

- 1 会議名 令和6年度 第2回木更津市文化財保護審議会
- 2 開催日時 令和6年11月11日（月）午後2時00分～3時45分
- 3 開催場所 木更津市役所 朝日庁舎 多目的室B
- 4 出席者 文化財保護審議会委員 出席3名
古泉委員（会長）・高崎委員（副会長）・黒田委員
教育委員会事務局 5名
廣部教育長・小高教育部長・水越教育部次長兼文化課長・
酒巻課長補佐・齋藤副主任
- 5 会議内容 審議事項
第1号 会長、副会長の選出について
第2号 木更津市指定文化財の新指定候補の選定について
報告事項
第1号 指定文化財の所在の変更について
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事進行

酒巻補佐 令和6年度第2回文化財保護審議会を開会いたします。開催に際し、本日の会議について報告させていただきます。

本日は、笹生委員、御巫委員がご都合により欠席ですが、委員の半数を超える3名のご出席をいただきました。

木更津市文化財保護条例第20条第2項の規定により、本会議は成立している事をご報告いたします。

また、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」により本日の審議会の議事等は公開で行う旨を併せてご報告いたします。

なお、議事録作成のため会議の内容を録音させていただきますことをご了承願います。

お手元の資料にございますとおり、はじめに議案第1号「会長、副会長の選任について」議事を進めさせていただきます。

本審議会は木更津市文化財保護条例第19条第1項及び同条第2項により審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選により決定することになっております。

はじめに、会長及び副会長の選出をお願いしまして、選出後に改めて新会長に議事進行をお願いいたします。

したがいまして、本来ならば木更津市文化財保護条例の規定により会務は会長が総理することとなっておりますが、会長が選出されるまでの間、慣例により小高教育部長に仮議長として審議事項第1号の議事の進行をお願い致したいと存じますが、ご賛同いただけますでしょうか。

【全員賛成】

委員の皆様のご賛同を確認いたしましたので、小高教育部長には審議事項第1号について仮議長をお願いいたします。

小高部長

承知いたしました。

【小高部長は議長席へ移動】

審議事項第1号は、会長、副会長の選任についてとなっております。会長・副会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

それでは議事に移ります。

先程、事務局から説明がありましたように、審議会におきましては、木更津市文化財保護条例第19条第2項の規程により「会長及び副会長は委員の互選により決定する」こととなっておりますので、委員の中から会長及び副会長を選出していただくこととなっております。

委員の皆さんのなかで立候補される方がおられれば、お申し出てください。自薦・他薦にかかわらずご発言があればお願いいたします。

黒田委員

正副会長について事務局案があれば、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

小高部長

只今、黒田委員から事務局案があればとのお声がありましたが、事務局には案はありますか。

酒巻補佐

はい、事務局といたしましては、継続する議題も多いことから、引き続き、会長は古泉委員に、副会長は高崎委員にお願いできればと考えております。

小高部長

只今、事務局から会長には、古泉委員、副会長には、高崎委員との提案がございました。古泉委員と高崎委員にご異存が無ければ、お引き受け願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

【両委員に承諾を求める】

古泉委員

異存ありません。

高崎委員

異存ありません。

小高部長

ありがとうございました。

両委員には異存なしとのお答えをいただきました。

ご両名に会長、副会長をお願いすることにつきまして、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

【全員賛成】

小高部長

只今、会長に古泉委員、副会長に高崎委員が選出されました。

今後の会務は、木更津市文化財保護条例第 19 条第 3 項の規程により「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」こととなっておりますので、新会長の古泉委員にお願いするものとし、私は仮議長の任を退きます。

ご協力ありがとうございました。

【小高部長自席へ移動】

【古泉会長議長席へ移動】

酒巻補佐

それでは次第にしたがいまして、はじめに古泉会長からごあいさつをお願いいたします。

古泉会長

只今、本審議会の会長に推選されました古泉です。

高崎副会長をはじめとする委員の皆さんと事務局のご協力により務めてまいりますので、よろしくお願いします。

それでは、会議次第により議事を進行させていただきます。改めて、事務局に議案第 2 号の説明を求めます。

酒巻補佐

はい、議案第 2 号は、木更津市指定文化財の新指定候補の選定についてでございます。本件について、説明させていただきます。新指定候補の選定について、「善場家文書」に含まれる検地帳の関連資料を挙げさせていただきます。

これらの資料は、「善場家文書」の一部で、木更津市史編さん事業に関わる史料調査の過程で発見されたものです。

詳細につきましては、実際に資料をご覧いただきながら、ご説明いたします。

【全員 資料の周りへ移動】

齋藤副主幹

それでは、説明させていただきます。今、こちらに資料を並べましたが、善場家文書に含まれる検地帳の関連資料は、5 冊になります。

「下郡村水帳之写^{みずちょうのうつし}」ほか 4 冊の検地帳は、先ほども説明があった通り、木更津市史編さん事業に関する史料調査の過程で発見されました。

その 5 冊の資料の一覧は、審議会資料の 2 頁目になります。①～⑤として、番号を付けています。こちらの資料は、木更津市史デジタルアーカイブで、検地帳—その他検地帳の部分に、資料の画像、翻刻文を掲載しています。

検地帳についてですが、江戸時代の村方で、最も根幹となる、土地に関する基本台帳です。検地帳は、領主側と村方でそれぞれ 1 冊ずつ保存されていました。記載内容は、田畑（上・中・下・下下等）の等級とその面積・所在地・所持耕作する年貢負担の義務を負う名請百姓を記載し

ています。

説明資料として、カラーで印刷したものをお配りしていますが、そちらをご覧ください。デジタルアーカイブで載せている資料の原本の画像と、翻刻分を印刷したものです。これは、資料の⑤としている 寛永八^{ひつじ}末^{たじまのかみどの}年^{ちようめん}土屋^{もちう}但馬^じ守^{おし}殿^{あらためちよう} 帳^じ面^{おし}を^{あら}用^{めちよう} 地^じ押^{おし} 改^{あら}帳^{めちよう}（享保4年写）のデジタルアーカイブの4頁の所の、画像・翻刻文になります。

検地帳ですので、一筆毎に、その内容が記載されています。画像の右側の一番最初のところを例にとってみますと、いちばん上の12間・6間が、その土地の縦横の長さ、2番目の所に、西古川という地区が書いてあり、その左側が「中」となっていますが、その田んぼの等級が「中田」ということを現しています。面積が2畝（せ）12歩（ぶ）となっています。内20歩が、川欠となっていますので、川で流失している面積を表していると思われます。一番下に年貢負担者が記載されています。元 善太郎、八之助となっていますが、この検地帳は、寛永8（1631）年に作成された検地帳を享保4（1719）年に写したものですので、元の記載と、享保4年の年貢負担者が記載されているということだと思えます。

資料の①～③としたものがまとまりのある文書になりますが、①が「下郡村水帳之写（天正十九年辛卯ノ九月朔日）」

しもごおりむら みずちようのうつし（てんしょうじゅうくねんかのとうのくがつさくじつ）となります。

文書名で水帳という言い方を良くしますが、御^み図^ず帳^{ちよう}という言葉から変化したということが言われています。

②が「田（天照十九年卯九月朔日）」

た（てんしょうじゅうくねんうくがつさくじつ）となります。

古泉会長
齋藤副主幹

この天照というのは、どこかにこの字で書いてあるのですか。

原本では、この照（しょう）になっていますが、間違っ^{まちが}て書かれていま^ます。この照という字で書かれていますので、文書名では、こういう表記をしています。

小高部長

③「畑」の一番、最後のところで書かれています。あまてらすの天照と書かれています。誤植で、天正と書くところを天照と書かれています。

黒田委員
小高部長

ゲンを担いでいるのですね。

それはわからないのですが、おおもとの天正19年の検地帳があつて、それを写しています。

黒田委員
小高部長

文書自体は、壊れそうな感じでこわいですね。

こちらは、修復はしています。天正検地帳を写した時に、田と畑の帳面を分冊して、作られています。

廣部教育長 小高部長 小高部長 古泉会長 廣部教育長 黒田委員 小高部長 古泉会長 小高部長 高崎委員 齋藤副主幹

いつ写したということでしたか。

寛永時代の文書を享保時代に写していますので、大分、字が崩れてまして、紙質も変わっています。紙質でも、比較して年代が推定できます。

善場家というのは、下郡ですか。

下郡です。この「西古川」という地名は、現在、近いものがないですね。下郡は広いですが、小字でもないですね。

これは、どうやって修復したのですか。

朽ちていたものをはがしたうえで、修復して、綴じ紐を直しました。株式会社修護という専門の業者に修復してもらいました。費用がかかってしまいますので、完全な修復までにはいたっておりません。

これは、偶然見つかったのですか。

令和元年の房総半島台風が上陸したときに、善場家の建物が被災しまして、建物の中を改めた時に見つかり、文化課に相談がありました。

資料⑤の地押改帳というものは何ですか。

先ほどの検地帳の説明のところで、田畑の面積、等級、所在地、所有者を記載していましたが、再度、田畑を測量して、面積だけを改めて、その結果をまとめたものが地押改帳というようです。

⑤の文書名に「土屋但馬守殿帳面を用うとありますが、『旧高旧領取調帳 関東編』という資料は、1868年の幕末時点での村方の領主が誰だったということがわかる資料なのですが、それによりますと下郡村は、6家の旗本と代官支配所となっていたことがわかります。

その中に「土屋忠兵衛」という名前があります。『寛政重修諸家譜』によりますと、旗本土屋氏は、元和元（1615）年に上総国望陀郡・周准郡のうちに500石賜る、という記載と、寛永10年（1633）2月7日に武蔵国幡羅郡のうちに200石賜る、という記載があり、禄高700石の旗本であったことがわかり、江戸時代の早い段階から、下郡村を知行していたことがわかります。

また、『旧高旧領取調帳 関東編』から、旗本土屋氏は、上総国望陀郡では下郡村のほかに下宮田村、草敷村を知行地としていたことがわかります。

この土屋氏というのは、久留里藩の土屋家とは関係がないのですか。

『寛政重修諸家譜』によりますと、初代昌遠は武田信虎に仕え、二代圓都は今川義元・氏真、北条氏政に仕えた後、徳川秀忠・家光に仕えたとなっています。三代知貞が大阪の陣の後、初めて采地を賜ったとなっていますので、久留里藩の土屋家とは直接、関係はありません。

他にも、こういった検地帳が出てくる可能性があるのですか。

代が変わると、そのまま残らないということも多いですね。

黒田委員 例えば、他の地区では、検地帳というのは残っていたりするのですか。
小高部長 君津地区では『千葉県君津郡誌』を大正から昭和の初め頃に編纂して
いまして、そのときに資料を一回集めていますが、その後、紛失したも
のもあります。木更津では、今まで、県指定文化財の請西村の資料だけ
でした。

齋藤副主幹 ここからは、現資料からいったん離れまして、インターネットでのデ
ジタルアーカイブの画面を写しますので、ご覧ください。

酒巻課長補佐 前回の審議会でも画面を写しましたが、市のホームページのトップ
ページの下にバナーがありますので、こちらからデジタルアーカイブ
に入れます。検地帳のボタンがあり、そこから先ほどの請西村の検地
帳と、その他検地帳の部分に、今回の検地帳の画像、翻刻文を掲載して
います。

高崎委員 この翻刻文を作ったのはどなたになりますか。
小高部長 この文書の修復作業の時に、委託業者の「修護」に翻刻を行っていた
だきました。文書中で、字などの地名とか名前が出てくるところもあり、
興味深い資料ではあります。

齋藤副主幹 ⑤の文書の最後の所に、「内藤^{でんじゅうろう}十郎」内となっていますが、この内
藤は、やはり旗本の家ですので、内藤家で調べたということになると思
います。

水越次長 上田、中田、下田とかいうものの差は何ですか。
小高部長 面積で取れる数量が多い田の評価が良くなります。その評価は現在
も使われています。

黒田委員 この資料の付箋のようなものは何ですか。
小高部長 訂正があったということだと思います。前の所から変更があったり
します。このところは、何が書いてあるか確認しています。綴じ紐
も修復して直していますが、もとの綴じ紐も広げて確認しています。痛
みがひどいところは、裏打ちをしてもらっています。

黒田委員 所蔵はどこになりますか。
酒巻課長補佐 所有者からご寄贈いただいて、郷土博物館金のすずで保管していま
す。

高崎委員 資料調査というのは旧家の主だったところはやっているのですか。
小高部長 ある程度進んでいると思います。今まで請西村の資料しか見つかっ
てなかったものが、下郡でも見つかったことは、価値が高いと思います。

齋藤副主幹 資料の説明は以上になります。

古泉会長 それでは、議案第2号について審議いたします。皆さまには実際に資
料を見ていただきました。事務局からは本資料を木更津市指定文化財
の新指定候補にしたいとのことですが、いかがでしょうか。

【委員全員賛成】

- 古泉会長 以上、本資料を新指定候補とすることで、賛成をいただきました。この後、資料報告者を決めて、資料報告書を作成いただきたいと思います。事務局は、今後の日程等についていかがお考えですか。
- 酒巻補佐 この後の審議にあたり、資料報告書の作成が必要となります。新指定候補は、古文書でございますので、事務局で専門の方を人選し、その方に報告書の執筆をお願いしたいと考えております。その後、令和7年度第1回の会議で報告書をもとにご審議いただきたいと思いますと考えております。
- 古泉会長 事務局には今後の事務手続きを遺漏なく進めて下さい。それでは、審議事項 第2号「木更津市指定文化財の新指定候補の選定について」に関する審議を終了いたします。
- 続きまして、報告事項が1件あるようですが、事務局からの説明を求めます。
- 酒巻補佐 報告事項につきましては、第1号 指定文化財の所在変更についてでございます。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
- 齋藤副主幹 報告事項 第1号 指定文化財の所在の変更について説明いたします。
- (1) 県指定文化財「高部 30 号墳・32 号墳出土品」の所在の変更についてです。袖ヶ浦市郷土博物館の企画展「袖ヶ浦古墳大辞典-袖ヶ浦の古墳時代-」での展示のため、郷土博物館金のすずより貸出しています。「高部 30 号墳・32 号墳出土品」のうち、貸出資料は、30 号墳 二神二獣鏡・手焙形土器、32 号墳 高坏・釣針になります。貸出期間は令和6年9月11日（水）～12月25日（水）で、10月5日（土）～12月8日（日）の期間で展示されています。
- (2) 市指定文化財「小倉家文書」、「上総鋳物師大野家関係文書」の所在の変更についてです。君津市立久留里城址資料館の企画展「没後450年記念「関東無双ノ大将 里見義堯-久留里城を拠点とした戦国の雄-」での展示のため、郷土博物館金のすずより貸出しています。貸出資料は、市指定文化財「小倉家文書」のうち「里見義弘印判状」1点と、市指定文化財「上総鋳物師大野家関係文書」のうち「大永7年12月23日付大野大膳^{だいぜん}亮^{のすけ} 里見義豊^{はんもつ}力判物」1点になります。貸出期間は令和6年10月1日（火）～12月27日（金）で、10月26日（土）～12月8日（日）の期間で展示されています。
- 古泉会長 この件について、何かご意見はございますか。
- 他に、ご発言がないようでしたら、本日の文化財保護審議会の審議を終了させていただきます。
- 委員の皆様方には、長時間審議いただきまして大変お疲れ様でした。

それでは、議長の任を降ろさせていただき、進行を事務局にお返しいたしますのでよろしくお願いします。

酒巻補佐

本日は大変お忙しい中、木更津市の文化財保護行政のためご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回の第3回木更津市文化財保護審議会につきましては、来年3月中に、書面審議での開催を予定しております。

詳細については改めて、皆様にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

令和6年11月26日

議事録署名人 木更津市文化財保護審議会
会長 古泉 忠之 印